

職員の執務環境の分散等について

令和 2 年 4 月 1 7 日
飯 能 市

1 実施目的

国の緊急事態宣言の発出に伴い変更された「新型コロナウイルス感染症対処方針」において、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に関する取組が示され、これに関して地方公共団体は、感染症のまん延防止の緊急性に鑑み、十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続することを優先したうえで、業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者の削減の取組が求められています。

本市においても、市民の生命と健康を守るために必要な業務を継続していくため、市民サービスの低下を招かないよう業務執行体制を確保したうえで、執務場所を分散し、職員の接触機会の削減に取り組むものです。

2 実施方法

(1) 密集した執務環境の分散化

① 地区行政センター会議室等の活用

現在、休止している地区行政センターの集会室、会議室に通常の執務場所で行う業務を可能にする環境を整備し、一部職員の執務場所とします。

② 本庁舎別館会議室等の活用

本庁舎別館会議室等に、通常の執務場所で行う一部の担当業務を可能にする環境を整備し、執務場所とします。

③ 公共施設、事務所等について

本庁舎以外の公共施設、事務所についても、施設内の会議室等を活用し一部職員の執務場所とします。

(2) 接触機会、外出機会の削減

① 時差出勤、在宅勤務

公共交通機関を利用して通勤している職員の接触機会、外出機会を削減するため、時差出勤を取り入れます。また、出勤せず自宅で業務が可能な職員については、在宅勤務とします。

なお、在宅勤務に当たっては、常時連絡が取れるよう連絡体制を確保することとします。

3 実施期間

当面4月20日（月）から5月6日（水）までとします。

4 対象

全職員（再任用職員及び会計年度職員を含む）

5 情報端末機器などの持ち出しについて

緊急事態宣言に伴う緊急対応のため、業務で使用している情報端末機器などの持ち出しについては、飯能市情報セキュリティポリシーを遵守したうえで臨時的に認めます。

6 その他

市民の感染拡大防止を目的とした外出自粛の要請等の接触機会の低減を図るため、できる限り市役所へ来庁せずに最寄りの地区行政センターの窓口で可能な手続きやコンビニエンスストアでの証明交付（マイナンバーカードをお持ちの方）、市役所担当課への郵送による申請などについて、公式ホームページ等を活用し市民等へ周知します。